

令和7年2月28日

林弘法律事務所
弁護士 山中理司 様

財務省大臣官房文書課
情報公開・個人情報保護室

行政文書開示請求書の補正について

令和7年2月7日付で財務大臣あてに提出された「行政文書開示請求書」（財務省受付：同年2月12日、文第30007号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第4条第2項の規定に基づき、以下の補正を求めるので、別添の回答書にご記入のうえ、令和7年3月14日（金）までにご回答願います。

なお、当該補正に要した日数は、法第10条第1項の規定により、開示決定等の期間計算には算入されないことをご承知おき願います。

記

1. 行政文書開示請求書について (請求する行政文書の名称等)

学校法人「森友学園」への国有地売却に関する財務省の決裁文書改竄に関する大阪高裁令和7年1月30日判決に対する上告をしないことを決定した際に財務省が作成し、又は取得した文書（石破首相との協議内容及び取材対応に関する文書を含む）

貴殿から提出された「行政文書開示請求書」には、請求する文書の名称等について上記のとおり記載されています。

上記の記載のうち、「上告をしないことを決定した際に」との記載については、決定機関が必ずしも明らかではありませんが、「石破首相との協議内容及び取材対応に関する文書を含む」との記載を踏まえると、「2月6日に財務大臣及び法務大臣が総理大臣に対して上告の要否を相談するにあたり」とするか、「財務省が上告しない方針の決定をする決裁において」とすることで、対象となる文書が特定できるものと考えております。

なお、上記の記載のうち、「財務省の決裁文書改ざんに関する大阪高裁令和7年1月30日判決」との記載については、「財務省の情報公開請求に対する不開示決定処分に関する大阪高裁令和7年1月30日判決」であるものと考えます。

つきましては、上記を参考に、別添回答書のとおり補正されるか、そうでない場合は、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載（行政文書を作成した年月日や作成・取得者、記録されている情報の概要等）が必要となりますので、希望する行政文書を当方が把握・特定できるように請求する行政文書の個別具体的な名称等を別添回答書にご記入の上、令和7年3月14日（金）までに御返送願います。

「文書の個別具体的な名称や作成・取得者、作成・取得年月日等」を知るすべとして、①標準文書保存期間基準、②行政文書ファイル管理簿を提示いたします。また、③財務省では「決裁文書の改ざん等に関する調査報告書について」と題し、調査報告書をHP上に公開しております。「文書の個別具体的な名称や作成年月日等」を特定するために、参考となる可能性がありますので、提示いたします。

なお、①、②及び③につきましては、以下のURLより参照ください。

①標準文書保存期間基準（財務省HPに掲載）

https://www.mof.go.jp/procedure/disclosure_etc/disclosure/kanrikisoku/hozonkikan.html

②行政文書ファイル管理簿（e-Govに掲載）

<https://administrative-doc.e-gov.go.jp/servlet/Fsearch>

③決裁文書の改ざん等に関する調査報告書について（財務省HPに掲載）

https://www.mof.go.jp/public_relations/statement/other/20180604chousahoukoku.html

また、行政文書の特定に足りる事項が記載されていない場合は、「形式不備による不開示決定」となる場合があります。

2. 本件に関する問い合わせ先

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

財務省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室

TEL: 03-3581-4111 (内5623)

補正の求めに対する回答書

(文書受付番号: 文第 30007 号)

令和 7 年 2 月 28 日付の補正の求めに対し、以下のとおり回答いたします。

※該当するボックスのいずれかにレ点☑を付したうえ、必要事項をご記入ください。

請求する行政文書の名称等を以下のとおり補正する。

(ア) 「学校法人「森友学園」への国有地売却に関する財務省の情報公開請求に対する不開示決定処分に関する大阪高裁令和 7 年 1 月 30 日判決について、2 月 6 日に財務大臣及び法務大臣が総理大臣に対して上告の要否を相談するにあたり、財務省が作成し、又は取得した文書（石破首相との協議内容及び取材対応に関する文書を含む）」

(イ) 「学校法人「森友学園」への国有地売却に関する財務省の情報公開請求に対する不開示決定処分に関する大阪高裁令和 7 年 1 月 30 日判決に対して財務省が上告しない方針の決定をする決裁において、財務省が作成し、又は取得した文書（石破首相との協議内容及び取材対応に関する文書を含む）」

(ウ) (ア) 及び (イ)

請求する行政文書の名称等を以下のとおり補正する。

(請求される行政文書を当方が把握・特定できるように記入していただきますようお願いいたします。)

年 月 日

住所 _____

氏名 _____